

## Financial services tax alert

ファイナンシャル サービス タックス アラート

# 平成25年度税制改正における 金融関連税制

### Contents

1. 公社債等の利子所得・譲渡所得に対する課税の見直し
2. 割引債に係る課税方式の変更
3. 日本版ISAの拡充
4. 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用制度、振替公社債等の利子に対する非課税制度等に係る改正
5. その他

平成25年1月24日に、自由民主党・公明党より平成25年度税制改正大綱が公表されました。所得税の最高税率、相続税・贈与税の見直しなど、個人課税に関する改正が多く行われる中、金融所得課税の一体化の流れを受けて、公社債の利子、譲渡損益に対する課税のあり方について大幅な改正が行われます。

また、非居住者等に対する振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化、法人税における所得税額控除の所有期間按分の廃止など、公社債の利子等に関しては、法人に対する課税制度についても見直しが行われます。

今回は平成25年度税制改正大綱のうち、金融関連税制に関する主な項目についてご紹介します。

なお、一部項目については、今後の国会における法案審議の過程において、修正・削除・追加などが行われる可能性があることにご留意ください。

# 1. 公社債等の利子所得・譲渡所得に対する課税の見直し

現行の所得税制においては、株式等を譲渡したことにより生ずる所得についてはすべて課税対象とされている一方、公社債の譲渡により生じる所得は、一部の例外を除き、原則として非課税とされています。これは、公社債に係るキャピタルゲインは経過利子を反映したものであり、譲受人が利子を受領する際に全期間の利子に対して源泉徴収されることに鑑みると、所得に対する課税漏れは生じていないという整理に基づくものと解されています。このように、現行の税制では商品性により異なる課税関係を生じさせる結果となっているところ、金融商品が多様化する昨今、金融商品から生ずる所得に対する課税を一体化しようとする方向で検討が進められてきました。そこで、今般の税制改正では、公社債等を特定公社債等とそれ以外の一般公社債等に区分した上で、特定公社債等に係る利子所得を申告分離課税の対象とするほか、譲渡所得の非課税制度は撤廃されます。この結果、公社債等の運用所得に対する課税方法は、株式等の運用所得に対するものと整合することとなります。

## (1) 特定公社債等

### ① 利子所得

居住者等が支払いを受ける特定公社債等の利子等については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象(支払調書の提出等がないものを除きます)とされます。なお、源泉徴収が行われたものについては、申告しないことも認められます。

### ② 譲渡所得

居住者等が特定公社債等を譲渡した場合の譲渡所得等(償還又は一部解約等により支払いを受ける金額は、譲渡所得等に係る収入金額とみなされます)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象とされます。また、損失が生じた場合には、他の特定公社債等の譲渡所得等から控除することが可能となります。

### ③ 損益通算、繰越控除の特例

上記①及び②の所得については、上場株式等の譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例(措法第37条の12の2)の対象とされます。したがって、特定公社債等や上場株式等の譲渡により損失が生じた場合には、申告することとした特定公社債等に係る利子所得や上場株式等に係る配当所得との損益通算が可能であり、また、控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり繰越控除することが可能となります。

### ④ 特定口座での取扱い

特定公社債等は、特定口座で受け入れることが可能とされます。したがって、源泉徴収口座で受け入れる場合には、特定公社債等又は上場株式等の譲渡損失と通算した上で、特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額が計算されることとなります。

## (2) 一般公社債等

### ① 利子所得

従来の取扱いが維持され、20%(所得税15%、住民税5%)源泉分離課税の対象とされます。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは、総合課税の対象とされます。

### ② 譲渡所得

居住者等が一般公社債等を譲渡した場合の譲渡所得等(償還又は一部解約等により支払いを受ける金額は、譲渡所得等に係る収入金額とみなされます)については、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税の対象とされます。ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは、総合課税の対象とされます。なお、一般公社債等に係る譲渡損失は、他の一般公社債等や非上場株式に係る譲渡損失及び配当所得の損益通算並びに繰越控除の特例の適用はありませんので注意が必要です。

## (3) 源泉徴収義務者

特定口座に係る源泉徴収口座において特定公社債等に係る所得の損益通算が行われることになることを受けて、特定公社債等の利子等及び特定割引債(特定公社債に該当する割引債。割引債の範囲については、下記2.(1)参照)の償還金に対する源泉徴収義務者を、当該利子等又は償還金の支払事務の取扱いをする金融商品取引業者又は銀行等とすることとされますが、詳細については、今後公表される法令の確認を要します。なお、一般公社債等の利子等及び償還金に対する源泉徴収義務が発行体にある点については変更ありません。社債等の発行時には、源泉徴収義務者が誰であるかを確認する必要が生じますのでご留意ください。

## (4) 適用時期

上記(1)①及び(2)①については、平成28年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき利子等、上記(1)②及び(2)②については、平成28年1月1日以後に行った譲渡に係る譲渡所得等について適用することとされます。したがって、既発債についても適用対象となりますので、注意が必要です。

### 【特定公社債等・一般公社債等の範囲】

#### ■ 特定公社債等

##### ▶ 特定公社債

- ① 国債、地方債、外国国債、外国地方債
- ② 会社以外の法人が特別な法律により発行する社債(投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く)
- ③ 公募公社債、上場公社債
- ④ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ⑤ 国外において発行された公社債で、次に掲げるもの(取得後引き続き保護預かりされているものに限る)
  - a) 国内において売出しがされたもの
  - b) 国内における私売出しの日前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債
- ⑥ 金融商品取引所又は外国金融商品取引所において公表されたプログラム(一定の期間内に発行する公社債の上限額、発行者の財務状況等、その他その公社債に関する基本的な情報をいう)に基づき発行される公社債

- ⑦ 次の外国法人が発行又は保証する社債
  - a) 出資金額等の2分の1以上が外国の政府により出資されている外国法人
  - b) 外国の特別な法令に基づき設立された外国法人で、その業務が当該外国の政府の管理の下で運営されているもの
- ⑧ 国際間の取極めに基づき設立された国際機関が発行又は保証する公社債
- ⑨ 国内又は国外の法令に基づいて銀行業又は金融商品取引業を行う法人又はその100%子会社等が発行する社債(その取得者が1人又はその関係者のみであるものを除く)
- ⑩ 平成27年12月31日以前に発行された公社債(発行時に源泉徴収された割引債を除く)

- ▶ 公募公社債投資信託
- ▶ 証券投資信託以外の公募投資信託
- ▶ 特定目的信託の社債的受益権で公募のもの

#### ■ 一般公社債等

- ▶ 特定公社債以外の公社債
- ▶ 私募公社債投資信託
- ▶ 証券投資信託以外の私募投資信託
- ▶ 特定目的信託の社債的受益権で私募のもの

## 2. 割引債に係る課税方式の変更

### (1) 課税方式の見直し

上記1.に記載した通り、公社債の譲渡による所得が譲渡所得として課税されることとなるのを受けて、割引債の償還及び譲渡による所得も、公社債の譲渡所得等として20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされます。つまり、従来、例えばディープディスカウント債などを償還期限前に譲渡したことにより生じる譲渡損は、総合課税される譲渡所得として損益通算の対象とされていましたが、今後は、特定公社債等、一般公社債等の枠組みの中で整理されることとなります。

なお、割引債とは、次のものをいいます。

- a) 割引の方法により発行された公社債（いわゆる金融債のうち預金保険の対象となっているものを除きます）
- b) ストリップス債（公社債で元本に係る部分と利子に係る部分がそれぞれ別々に取引されるもの）
- c) ディスカウント債（その利子の利率が著しく低い公社債）

### (2) 源泉徴収等の取扱い

発行時の18%源泉徴収を廃止し、次の通り償還時に源泉徴収を行うこととされます。

#### ① 個人に対して支払うもの

国内において割引債の償還金の支払いをする者は、償還金額（支払金額）にみなし割引率を乗じて計算した金額に対して、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収を行うこととされます。ただし、源泉徴収口座で管理されている割引債の償還金を支払う場合の源泉徴収義務者は金融商品取引業者等とし、簡易申告口座（源泉徴収をしない特定口座）で管理されている割引債については、確定申告されるため源泉徴収は行わないこととされます。

#### ② 内国法人で普通法人等以外のもの及び外国法人に対して支払うもの

国内において割引債の償還金の支払いをする者は、償還金額（支払金額）にみなし割引率を乗じて計算した金額に対して、15%（所得税のみ）の税率による源泉徴収を行うこととされます。ただし、その普通法人等以外の内国法人が、割引債（特定公社債に該当するものに限る）を管理している金融商品取引業者又は銀行等と取得価額を管理する契約を締結している場合には、実額の償還差益に対して15%の源泉徴収を行うこととされます。また、償還金の支払事務を金融商品取引業者等が行う場合には、当該金融商品取引業者等が源泉徴収義務者となります。

外国法人については、非課税適用申告書の提出等一定の要件を充足する場合には、振替割引債の償還金を非課税とする措置が講じられます。

従来、発行時に源泉徴収されることで割引債の利用は限られていたようですが、今後は、広く活用されることが想定されます。

#### ③ みなし割引率

みなし割引率は、次の通りとされます。

- a) 発行日から償還日までの期間が1年以内のもの…0.2%
- b) 発行日から償還日までの期間が1年超のもの…25%

### (3) 適用時期

平成28年1月1日以後に行う割引債の償還及び譲渡から適用されます。ただし、平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税を維持し、譲渡による所得は非課税とされます。

## 3. 日本版ISAの拡充

平成26年1月1日から導入される日本版ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、口座開設期間を延長するなどの拡充措置が講じられることとなります。

## (1) 口座開設期間

平成26年1月1日から平成35年12月31日まで(現行:平成28年12月31日まで)に延長されます。

## (2) 非課税期間

非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等は、次に掲げるものとされます。

- ① 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(非課税期間)内に支払いを受けるべき、非課税口座内上場株式等の配当等
- ② 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合における、当該譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

## (3) 非課税口座に関する要件

非課税口座の要件に関して、次の見直しが行われます。

- ① 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、当該非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書(居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、国内の住所その他の事項が記載されたもの)に記載された勘定設定期間内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合における当該提出年にあつては、その提出の日)に、非課税管理勘定を設けるものとされます。
- ② 各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れられた上場株式等の取得対価の額の合計額が100万円を超えないものを受け入れることができることとされます。
  - a) 当該非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等
  - b) 当該非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続きの下で移管される上場株式等

## 4. 金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用制度、振替公社債等の利子に対する非課税制度等に係る改正

上記1.に記載した公社債等に係る所得に対する課税の見直しに伴って、利子所得に係る源泉徴収不適用及び非課税制度に係る取扱いも見直しが行われるほか、非居住者又は外国法人に係る振替社債等の利子等の非課税制度については、適用期限が撤廃されます。

### (1) 源泉徴収不適用、非課税制度の適用に係る所有期間按分の撤廃

次に掲げる特例については、公社債又は投資信託もしくは特定目的信託の受益権の利子等の支払いを受ける者の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とされます。

- ① 金融機関が支払いを受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用の特例(措法第8条)
- ② 公共法人等及び公益信託等に係る利子等の非課税(所法第11条)
- ③ 非居住者等が受ける振替公社債等の利子等の非課税(措法第5条の2、3)

当該改正により、広範な投資家の参加する多様な債券取引が行われることが期待されます。

### (2) 非居住者又は外国法人に係る振替社債等の利子等の非課税制度の恒久化等

平成25年3月31日までの時限措置であった振替社債等の利子等に係る課税の特例制度について、適用期限が撤廃されます。ただし、次に掲げる振替社債等の利子等については、平成28年3月31日までに発行されるものに限ることとされます。

- a) 振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権(いわゆるイスラム債)
- b) 東日本大震災復興特別区域法に規定される特定地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する利益連動債(いわゆるレベニュー債)

## 5. その他

### (1) 所得税額控除所有期間按分

法人税の額から控除する所得税の額の計算について、公社債等に係る所得に対する課税の見直しに合わせて、公社債の利子、公社債投資信託の収益の分配等に対する所得税額控除における所有期間による按分を廃止し、その全額を控除することとされます。適用時期については明らかにされていませんので、法令を確認する必要があります。また、この取扱いは、公社債等の利子等に対する所得税のみについてであり、配当等については、引続き所有期間による按分計算を要します。

### (2) 法人に係る利子割の廃止

平成28年1月1日以後に支払いを受けるべき利子等に係る利子割については、課税対象を個人に限定することとし、法人に係る利子割は廃止されます。

当ニュースについて、ご質問、ご不明点等ございましたら、下記担当者までご遠慮なくお問い合わせください。

## Contact

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

谷本 真一	パートナー	+81 3 3506 2843	shinichi.tanimoto@jp.ey.com
蝦名 和博	パートナー	+81 3 3506 2463	kazuhiro.ebina@jp.ey.com
須藤 一郎	パートナー	+81 3 3506 2637	ichiro.suto@jp.ey.com
古川 武宏	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2787	takehiro.furukawa@jp.ey.com
鈴木 哲也	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2116	tetsuya.suzuki@jp.ey.com
北村 豊	エグゼクティブ ディレクター	+81 3 3506 2450	yutaka.kitamura@jp.ey.com
西川 真由美	シニアマネージャー	+81 3 3506 3895	mayumi.nishikawa@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクション及びアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の16万7千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバルネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2013 Ernst & Young Shinnihon Tax.  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20130213-2

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等ははしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生し得るいかなる損害についても一切の責任を負いません。